

東京都心身障害者福祉センター地域支援事業実施要綱

1 目的

地域で障害者支援を担う機関・団体に対して、障害者支援に関する知識・情報及び支援技術等を提供するとともに、協働して支援を実施することにより、障害者へのサービスの充実と支援技術の向上を図り、もって障害者の自立と社会参加の増進に寄与することを目的とする。

2 支援対象

本事業の支援対象は、原則として東京都の区域内において障害者支援の業務を行う、次に掲げる機関・団体とする。

- ア 障害福祉サービス及び地域生活支援事業を実施する機関・団体
- イ 障害者へのサービス向上に努める機関・団体
- ウ その他、障害者支援に関する各種サービスを提供している機関・団体

3 支援内容

本事業により機関・団体に提供する支援の内容は、次のとおりとする。

- ア 障害者の地域生活相談に関わること。
- イ 適切なサービスの提供・接遇に関わること。
- ウ 社会資源の開拓・開発及び活用に関わること。
- エ 機関・団体（職員・事業者等）の研修に関わること。
- オ 相談支援及びサービス提供等の人材育成に関わること。
- カ その他、障害者支援に関わること。

4 支援の実施方法

東京都心身障害者福祉センター（以下「都センター」という。）は、支援依頼のあった機関・団体と支援の目的・内容等について協議を行い、都センター職員が機関・団体を訪問するなどの方法により支援を実施する。

5 支援の手続

(1) 事前協議

都センターの支援を活用しようとする機関・団体は、支援の内容や実施方法等に関して、事前に都センターと協議を行う。

(2) 支援の依頼

都センターの支援を活用しようとする機関・団体は、事前協議により調整した内容を踏まえて、都センター所長宛てに、様式1により支援を依頼する。

(3) 支援の決定

都センターは、依頼のあった機関・団体宛てに様式2により支援の決定を通知する。

(4) 支援結果についての協議

支援終了後に、都センターは機関・団体と支援結果について意見交換を行い、今後の支援に反映させる。

6 その他

本事業の実施に伴い必要となる事項は、別に定める。

また、区市町村が支援する困難事例について、都センターと機関・団体が協働して問題解決を図る「同行支援」の具体的な手続等については、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から適用する。

附 則（令和3年3月18日2心福地第387号決定）

この要綱は、決定の日から施行する。